



写真-1 大井手橋から満開の桜と夙川を撮る（平成26年4月）

■ 明治38年 阪神電鉄開通を機に「郊外開発」が始まる

上の写真-1は、夙川に架かる大井手橋から松の緑に映えて咲く満開の桜を撮ったものです。夙川の堤防には古くから松が生育し、周辺には田畑が広がっていましたが、明治38（1905）年4月、阪神電鉄が開通したのを機に開発が始まります。

明治40（1907）年には大阪の事業家・香野蔵治（こうのくらじ）と樋山（はげやま）喜一（慶次郎）によって、羽衣町、霞町、松園町、相生町、雲井町、殿山町一帯の約8万坪という広大な敷地に遊園地が開設され、二人の姓から一字ずつ取って「香樋園（こうえん）遊園地」と名付けられました。開園当初から阪神電鉄も経営に参加していて、同年4月には香樋園駅が新設開業します。園内にはウォーターシュート、メリーゴーラウンド、博物館、動物園、音楽堂など当時としては珍しい施設が多数設けられ、関西で最大の遊園地だったそうです。

開園当初は活況を呈していたものの次第に来園者が減少し、開園後2年で神戸の外国商社・サミュエル商会の手に渡るなど諸々の事情から大正2（1913）年9月で閉鎖されました。

今、その名残があるのは片鉾池（かたほこいけ）と「香樋園駅」という駅名くらいです。現在、この池の東にある片鉾橋が夙川の治水基準点になっています。



写真-2 かつてウォーターシュートがあった片鉾池



写真-3 夙川の治水基準点・片鉾橋

大阪や神戸の発展と、阪神間における交通機関の発達につれて、都市部の商人、知識人の間で、自然豊かな環境の中で生活する「郊外生活」というライフスタイルが提唱され、その機運に呼応して香櫨園、苦楽園、甲陽園等の宅地開発が進められました。大正 9（1920）年 7 月には香櫨園跡地を東西に横断する形で阪急電鉄神戸線が開通して夙川駅が設置され、夙川周辺は阪神間屈指の住宅地として多くの財界人や文豪など有名人が移り住むようになりました。また、外国の企業が社宅を設けるなど外国人居住者も増え、モダンで美しいまちが形成されていきました。

■ 景観上も優れた夙川の松の樹林帯

明治 38（1905）年の阪神電鉄開通以降、阪神間では宅地開発が盛んに進められていましたが、しばしば水害に見舞われたことから、併行して治水対策も講じられるようになります。

大正 4（1915）年に精道村（現・芦屋市）が芦屋川改修に着手、大正 7（1918）年に魚崎町・住吉村・本山村 3 ヶ町村合同で住吉川改修工事に着手、第 1 次世界大戦（1914～1918）後の好景気にわく中、大正 9（1920）年には県が武庫川改修に着手し、これに関連して廃川となった派川の枝川・申川（さるがわ）河道敷が阪神電鉄に売却されます。

さらには、大正 14（1925）年に「都賀川改修事務組合」が発足し都賀川改修に着手しています。

そのような中、阪神間で唯一未改修だった夙川の改修が計画されようとしていました。

当時の河川改修は、武庫川改修のように河道整備に必要な区域以外は廃川敷として払い下げ、その収益を改修費用に充当するといった手法が多く採られていました。夙川でこの手法が採られると、堤防沿いの松林の大部分が伐採されることは目に見えています。

写真-4 は、大正 10（1921）年頃の阪神電鉄・香櫨園駅南側に架かる夙川橋周辺を撮ったものですが、川の両岸には松が生い茂っています。夙川沿いの邸宅では「夙川堤防の巨松を控えているお陰で、目立つような巨木はほとんど一本も庭に植えずに済んだ」というように、夙川堤防沿いの松林は各邸宅の庭の借景にもなっていました。



写真-4 大正 10 年頃の夙川橋周辺

■ 開発圧力に対し、受益者負担を求めて夙川の全川公園化により松林を守る

治水上也一定の役割を果たし、景観上も優れた松の樹林帯が失われることに危機感を持った西宮市や夙川沿川の住民は、如何にして夙川堤防沿いの松林を守ったのでしょうか。国際交通安全学会誌 Vol.23（平成 9 年 9 月）に掲載された長岡造形大学助教授・越沢明氏の論文『パークウェイとして整備された夙川公園の特徴とその意義』から、その手法を紹介させていただきます。（一部加筆・修正しています）

明治以来、官有地は内務省が管理していましたが、国有財産法（大正 10 年公布）の施行により公共用財産・公用財産・営林財産以外は雑種財産として大蔵省の管理となり、河川改修後の余剰地、廃川敷は雑種地として管理されることになりました。また、旧都市計画法（大正 8 年公布）の第 9、21、33 条は、公共の用に供さない国有河岸地を都市計画事業の実施主体である公共団体に財源として下付し、公共団体はこの土地を基本財産として管理する義務があるものの、特別の事由により内務大臣の認可を受けたときはその土地を売却、貸付することを認めていました。

従って、当時は河川改修を実施しても、通常の都市計画事業を河川沿いに実施しても、新堤防と堤防道路以外は売却されて民有地となり、旧河川敷・旧堤防に存在する樹林は伐採され、その風致景観が失われる事例が多々ありました。

西宮市は夙川改修の要望が高まる中、「本川改修を万一個人に許さるときは、この風致景勝を滅却し都市計画上大なる蹉跌たるは言を俟（ま）たず、此処に於て緑樹地帯又は遊歩道路とし現在の緑樹を保存し進んで公園となすべきを理想とし都市計画法に依り決定方を去る昭和 3（1928）年 8 月以来 3 回に亘り知事に上申し」（西宮市公報 昭和 7 年 7 月 20 日）。

昭和 3（1928）年 11 月、民間から知事に対し、夙川の河川改修施行願いおよび不用国有地無償払い下げを出願するものが 4 者、夙川埋立てを出願するものが 1 者あり、この埋立ての件に関して知事より公有水面埋立法（大正 10 年公布）第 3 条の規定に基づき意見を徴せられた西宮市長は、満場一致で「不許可にすべき」との西宮市議会からの答申を踏まえ、「不許可にすべき」との意見を知事に上申します。その後も、国有河岸地払い下げを直接大蔵省に出願する者が出てくるなど、夙川に対する開発圧力がさらに高まっています。

大蔵省は、昭和初期のデフレーション、不況に伴う国家財政難のため、雑種財産の整理に着目し、売却可能な国有地は積極的に処分する方針とし、その一環として昭和 6（1931）年春、国の雑種財産整理委員会が夙川を視察することになります。委員会は、夙川河川敷の両岸 3m を残し、それ以外の河岸地 7 万坪（≒23 万平米）を雑種地として払い下げる目論見を持っていたようです。このような動きに対抗して、都市計画兵庫地方委員会、兵庫県、西宮市は、内務省都市計画課の協力を得て、雑種財産整理委員会の到着前に、夙川の緑地環境の永続的な保全を図るため大至急都市計画事業による夙川公園の実現案をまとめることとします。

まず事業主体ですが、西宮市が事業費の大部分を負担する「市施行」とし、大社村（現在は西宮市に合併）が事業費の一部を負担する案を県から初代西宮市長・紅野太郎^{※1}に提議したところ、西宮市にとって初めての都市計画事業の実施にもかかわらず、紅野市長は直ちに受け入れを決定します。



写真-5 紅野太郎

次に財源ですが、用地費については国有河岸地が無償で市に移管されるものの、護岸、道路、公園、修景の事業費が必要になるため、公園新設についてはそれまで全国で前例のない受益者負担金制度を採用することにします。

この二つの課題が決着したため、県は昭和 6（1931）年 2 月 25 日、都市計画決定と事業決定を内務大臣宛に申請します。そして昭和 7（1932）年 6 月 27 日および 7 月 11 日、都市計画兵庫地方委員会における議決を経て、同年 8 月 17 日に都市計画決定ならびに事業決定（期間は 5ヶ年事業）がなされました。しかも、夙川公園（延長約 4km、面積約 20ha）は、都市計画公園ではなく、都市計画道路（街路）として決定され、都市計画道路事業（街路事業）として実施されることとなります。

※1 紅野太郎：明治 22（1889）年、紅野太郎、伊藤保平、森本甚兵衛、飯田寿作、吉井良晃ら西宮市の気鋭の青年実業家たち 18 人が共同出資して蔵を借り入れ、「西宮企業会社」（後の西宮酒造、現・日本盛）を創業する。大正中期には造石高日本一を記録するほどの急成長を見せた。大正 14（1925）年、初代西宮市長（官選）に就任。在任期間は 8 年。

■ 夙川公園事業の特徴

「夙川公園」という街路事業は、昭和 7（1932）年 11 月 1 日に起工し、護岸、落差工、左右岸の道路、遊歩道、広場、児童遊園等の建設が始まります。事業は昭和 12（1937）年 5 月 17 日に完成し、阪急電鉄甲陽線・苦楽園口駅東の夙川河畔で竣工式が盛大に執り行われました。当時の工事報告には「総額 347,897 円で竣工し、主な概要は労力・延べ 87,915 人、割石・128,000 余個、植木・43,300 本等で、遊歩道の総延長は 12km に及び」と記されています。この事業は以下に述べる三つの特徴を有しています。

① 市街地における河川の全面的な公園化

松林を極力保存し、両岸を静かに逍遙できる道路を設け（左岸はバス免許路線があるため車両通行可）、石積護岸は低くし、河岸で遊ぶ子供の転落の危険を防ぎ、子供が川で水遊びできるよう所々に階段護岸を設け、堤防は緩傾斜で芝生を張り、人々が腰を下ろして休憩できるようにしています。直線的な改修を避け、河流の屈曲は自然のままで残しています。近年の河川改修にありがちな過剰で人工的な修景整備をせず、河川のオープンスペースとしての本来の魅力を尊重する設計思想を採用しています。

② 公園化に街路事業を採用

都市計画上「街路」（西宮都市計画一等大路第三類第 17 号線と第 18 号線）として決定されたことが大きな特徴です。当時、河川沿いの公園道路は隅田公園を除くと類例がなく、帝都復興事業を除き公園事業に対する国庫補助を大蔵省が認めていないこと、昭和 10（1935）年時点で公園の都市計画決定は 4 都市のみで、そのため受益者負担金の適用事例が公園事業では皆無だったことから都市計画公園事業という手法を採用せず、国庫補助が得られ、かつ受益者負担金制度の導入事例がある都市計画道路事業（街路）を選択したと考えられています。

③ 事業費の財源として受益者負担金制度を導入

総事業費約 35 万円のうち、約 24%を沿道受益者に負担を求め、夙川沿川に駅を有する阪神電鉄・阪急電鉄も約 6%を寄付金の形で負担し、大社村区域内の事業費については公共団体負担金として大社村が約 2%を負担しています。総事業費の約 61%を占める主要財源は、旧都市計画法第 8 条で課税が認められた都市計画特別税（特別税）です。

国庫補助については、昭和 7（1932）～8（1933）年度に都市計画事業ではなく、失業応急事業として約 5%を受けています。

なお、受益範囲は夙川の両側それぞれ 150 間（≒270m）という広い範囲に負担区画を設定し、一坪当たりの負担金を定め費用を捻出しています。一般街路のような間口利益は存在しないことから、間口負担は設定していません。



写真-6 夙川公園竣工式(昭和12年5月17日)



写真-7 竣工式における祝宴場の様子



写真-8 苦楽園橋(昭和12年11月竣工)

上の写真-6～8 は、西宮市 HP「夙川公園竣工」から引用したものです。竣工式では、西宮芸妓の案内で仮橋を渡り祝宴場へ。紅白の幔幕（まんまく）に彩られた模擬店などが並び盛会の様子が伺えます。

■ 阪神大水害では河畔林が土砂の氾濫をくい止める

昭和 13（1938）年 7 月 5 日に発生した阪神大水害では、表六甲山麓地域において山津波（今でいう大規模土石流）が発生し、表六甲山麓に広がる市街地に甚大な被害をもたらしました。

西宮市では床上浸水がかなり広範囲に及びましたが、床上土砂堆積は皆無、家屋流失は4戸、死者9名という被害で済みました。特に夙川では、前年に夙川公園が完成していたため、上流部において越木岩橋が流され、獅子ヶ口では堤防が一部崩壊しましたが、河畔林が土砂の氾濫をくい止め濁流を流し切ったため、その被害は比較的軽いものであったといわれています。

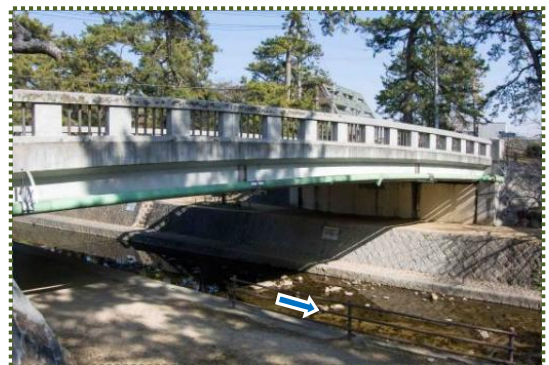


写真-9 大井手橋

昭和 12（1937）年 4 月架設の大井手橋（写真-9）は激しい流れに耐えて今も現役で頑張っています。

大水害後、内務省・神戸土木出張所がまとめた阪神大水害の復興計画に基づき、昭和 25（1950）年までとする内務省直轄の河川改修が夙川※2を含む 10 河川（夙川、宮川、芦屋川、天上川、住吉川、石屋川、都賀川、生田川、宇治川、妙法寺川）で始まります。

昭和 26（1951）年以降は中小河川改修工事として県に引き継がれました。



写真-10 獅子ヶ口道路崩壊

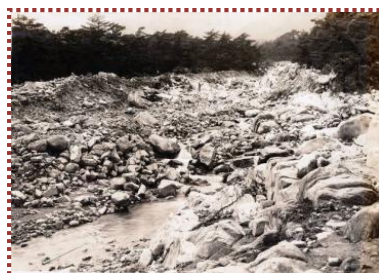


写真-11 夙川上流の被災状況



写真-12 現在の越木岩橋と遊砂地

※2 夙川：昭和 13（1938）年 10 月 21 日に準用河川認定。

■ 夙川公園の桜の生い立ち

昭和 26 (1951) 年 3 月 30 日には、戦災復興の一環として夙川公園は「西宮都市計画公園及び公園道路第 3 号夙川線」(幅員 65m、面積約 20ha) という名称で都市計画決定され、都市計画上の位置づけが道路から公園に変更されました。

その後の昭和 36 (1961) 年 3 月、公園道路の廃止とともに名称が「夙川公園」(一般公園、面積約 18.7ha) に、さらに昭和 60 (1985) 年 2 月、社会情勢の変化に伴い公園系統の合理化を図るため「夙川河川敷緑地」(風致公園、面積約 23ha) に変更され今日に至っています。このように、都市計画上の名称は何度か変更されていますが、夙川公園の実態に変化はなく竣工当時の姿が維持されています。

また、昭和 24 (1949) 年、辰馬卯一郎・西宮市長が「戦災より雄々しく立ち上がる市民のために大いなる慰めとならんことを祈念して」桜樹千本の植栽を提唱、140 万円を投じて桜の若木が植えられ、桜博士と呼ばれた笹部新太郎氏^{※3}が管理・育成の指導をしています。

昭和 34 (1959) 年 9 月の伊勢湾台風後、大阪湾高潮対策事業により夙川兩岸の堤防も嵩上げされましたが、松の植樹も同時に行われ、竣工当時の景観が再現されています。現在、夙川公園における桜は約 2,300 本、松は約 1,600 本を数えるほどになっているそうです。

※3 笹部新太郎：明治 20 (1887) 年～昭和 53 (1978) 年。植物学者。東京帝国大学在学中から桜の研究を始め、特にサトザクラ、ヤマザクラなどの日本古来種の保護育成に尽力し「桜博士」といわれた。91 年の生涯の大半を桜の保護・育成のために捧げ、水上勉の小説『桜守』のモデルとなった。

■ モノローグ

夙川の松と桜が織りなす素晴らしい景観は、多くの先人が苦勞して守り育ててきたものです。現在も西宮市公園管理者が維持管理に努めていますが、特に桜は樹齢が 70 年を超え樹勢の衰えが顕著に見られるようになってきました。

そこで、西宮市では平成 14 (2002) 年から「桜の名所再生事業」に取り組み、樹木医の指導に基づき樹勢・土壌・根系の調査を行い、衰退の原因を解明し、桜が本来持っている力を再生させ樹勢の回復を図っているそうです。

右の写真-13 は、不定根治療(幹から 2 次的に発生する不定根を太らせ土中に誘導させることで樹勢の回復を図る治療法)を行っている木です。



写真-13 不定根治療中の桜

桜の寿命はソメイヨシノで約 60 年といった話を聞きますが、適切な生育環境を維持してやればもっと長生きするそうです。

養父市大屋町の「樽見の大桜」(写真-14) は、樹齢 500 年とも 1000 年を超えともいわれるエドヒガンの古木ですが、そこまでいかなくても、花見の際に桜の木の根元を踏みつけないようにしてやればもっと長生きするのは。



写真-14 「樽見の大桜」(平成 26 年 4 月)

【参考資料】

- 1 『国際交通安全学会誌 Vol.23 パークウェイとして整備された夙川公園の特徴とその意義』 越沢 明 平成 9 年 9 月
- 2 『景観デザイン規範事例集・河川編』 国土交通省 国土技術政策総合研究所 平成 20 年 3 月
- 3 『夙川水系河川整備基本方針』 兵庫県 平成 20 年 1 月
- 4 『西宮市史・第三巻』 西宮市 昭和 42 年 3 月
- 5 『阪神間モダニズム』 「阪神間モダニズム」展実行委員会編著 平成 9 年 10 月
- 6 『夙川物語』 六甲砂防事務所 HP
<https://www.kkr.mlit.go.jp/rokko/rokko/study/shuku/shuku-b.pdf>
- 7 『夙川～夙川公園竣工』 西宮市 HP 平成 29 年 2 月更新
<https://www.nishi.or.jp/bunka/rekishitobunkazai/mukashipphoto/shukugawa-shunko.html>
- 8 『桜の名所・みどりの再生事業』 西宮市 HP
<https://www.nishi.or.jp/kotsu/kankyo/hanatomidori/meisyo-saisei/index.html>
- 9 『人間情報学研究 第 15 巻 権利性と公共性をともなった歴史的自然景観～夙川公園の桜を事例に』 金菱 清 平成 22 年 3 月
- 10 『兵庫の河川事業 50 年のあゆみ』 兵庫県土木部河川課 平成 3 年 3 月
- 11 『夙川公園、夙川河川敷緑地』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：平成 31 (2019) 年 4 月 『ひょうご水百景』 No.95

改訂：令和 8 (2026) 年 5 月 『ひょうご水百景』 No.95